

マイナポータル自己情報取得 API 利用ガイドライン

1.0 版

令和元年 11 月 5 日

内閣府大臣官房番号制度担当室

改版履歴

項番	版数	改訂日	変更箇所	変更内容
1	1.0	R1/11/5	(新規)	-

目次

1. はじめに	1
1.1. ガイドラインの目的	1
1.2. ガイドラインの対象者	1
1.3. マイナポータルとは	1
1.4. マイナポータルの API 提供とは	3
1.5. 「自己情報取得 API」とは	4
2. API 利用のメリット・概要	5
2.1. 概要	5
2.2. 想定されるユースケース	5
2.3. 画面変遷のイメージ	6
2.4. 取得できる情報	9
2.4.1. 自己情報の全体像	9
2.4.2. 主な自己情報	12
2.5. 即時取得できる曜日・時間	17
2.6. 自己情報の照会方法	20
2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの	20
3. 自己情報取得 API を利用するための要件	21
3.1. 主体要件	21
3.2. セキュリティ要件	21
4. 自己情報取得 API を利用するための手続	22
4.1. 利用開始までのスケジュール	22
4.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）	22
4.1.2. フェーズ 2：利用準備	23
5. 自己情報取得 API 利用開始後の手続	25
5.1. 利用内容を変更したいとき	25
5.2. 利用を停止したいとき	27
5.3. 利用を再開したいとき	27
5.4. 利用を終了したいとき	27
6. よくあるご質問（Q&A）	28

図表目次

図 1.3-1 マイナポータルが提供するサービス	2
図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは	3
図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは	4
図 2.1-1 自己情報取得 API の概要	5
図 2.2-1 想定されるユースケース	6
図 2.3-1 画面変遷のイメージ（1／6）	6
図 2.3-2 画面変遷のイメージ（2／6）	7
図 2.3-3 画面変遷のイメージ（3／6）	7
図 2.3-4 画面変遷のイメージ（4／6）	8
図 2.3-5 画面変遷のイメージ（5／6）	8
図 2.3-6 画面変遷のイメージ（6／6）	9
図 4.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ 1：利用検討）	22
図 4.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／開発）	23
図 4.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／接続試験）	23
図 4.1-4 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／本番準備）	24
図 5.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）	26
図 5.2-1 利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき）	27
図 5.3-1 利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき）	27
図 5.4-1 利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき）	27
図 6-1 即時取得できない場合の想定画面遷移（1／3）	28
図 6-2 即時取得できない場合の想定画面遷移（2／3）	29
図 6-3 即時取得できない場合の想定画面遷移（3／3）	29
表 2.4-1 自己情報取得 API で取得が可能な情報（自己情報）（令和元年 6 月時点）	10
表 2.4-2 「1 世帯」の詳細（令和元年 6 月時点）	13
表 2.4-3 「2 地方税」の詳細（令和元年 6 月時点）	14
表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間	17
表 2.5-2 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間	18
表 2.5-3 中間サーバ（自己情報を保有するサーバ）の運用日・時間	18
表 2.5-4 自己情報と中間サーバの対比表	19
表 2.6-1 自己情報の照会方法	20

1. はじめに

1.1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、マイナポータルの API（※1）の一つである「自己情報取得 API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について、自己情報取得 API の利用を検討する民間事業者や行政機関等の Web サービス提供者に対し、わかりやすく解説することを目的としています。

1.2. ガイドラインの対象者

本ガイドラインは、以下の対象者が利用することを想定しています。

- ・自己情報取得 API の利用を検討する Web サービス提供者
 - ・民間事業者
 - ・行政機関等
 - ・国の機関
 - ・地方公共団体
 - ・その他

1.3. マイナポータルとは

マイナポータルは、政府（内閣府）が運営する Web サービスです。国民一人ひとりのポータルサイトとして、様々なサービスを提供しています。平成 29 年 7 月に試行運用を、同年 11 月に本格運用を開始しました。

（※1）マイナポータルの API : API とは、アプリケーション・プログラミング・インターフェースの略。マイナポータルにおいて API を作成・公開し、外部の Web サービスのシステムがこれを利用してオンライン接続することで、外部の Web サービスはマイナポータルの機能を活用したサービスの提供が可能となる。

The screenshot shows the My Number Portal (マイナポータル) interface. It features a top navigation bar with links like 'マイナポータル', 'マイナポータルについて', 'マイナポータルを始める', and 'マイナポータルを退会'. The main content area is divided into several sections: 'あなたへのお知らせ' (Notifications), 'マイナポータル機能をご紹介します' (Introducing My Number Portal Functions), and 'あなたの情報' (Your Information). The 'あなたの情報' section includes 'あなたの情報' (Your Information), 'やりとり履歴' (History of Transactions), 'お知らせ' (Notifications), '操作履歴' (Operation History), 'アカウント情報変更' (Change Account Information), 'もっとつながる' (Connect More), and '代理人' (Agent). The 'やりとり履歴' section shows a list of transactions with details like date, time, and status. The 'お知らせ' section shows a list of notifications with details like date, time, and status. The '操作履歴' section shows a list of operations with details like date, time, and status. The 'アカウント情報変更' section shows a list of account information changes with details like date, time, and status. The 'もっとつながる' section shows a list of external site connections with details like date, time, and status. The '代理人' section shows a list of agents with details like date, time, and status.

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)
あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)
行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ
行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携
行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)
子育てなどに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

F 公金決済サービス
マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)
外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

図 1.3-1 マイナポータルが提供するサービス

1.4. マイナポータルの API 提供とは

マイナポータルは、Web 画面を通じて国民にサービスを提供するのみならず、順次、API を作成・公開することにより、民間事業者や行政機関等など、様々な Web サービス提供者と接続し、オンラインで、様々なサービスを提供していくこととしています。

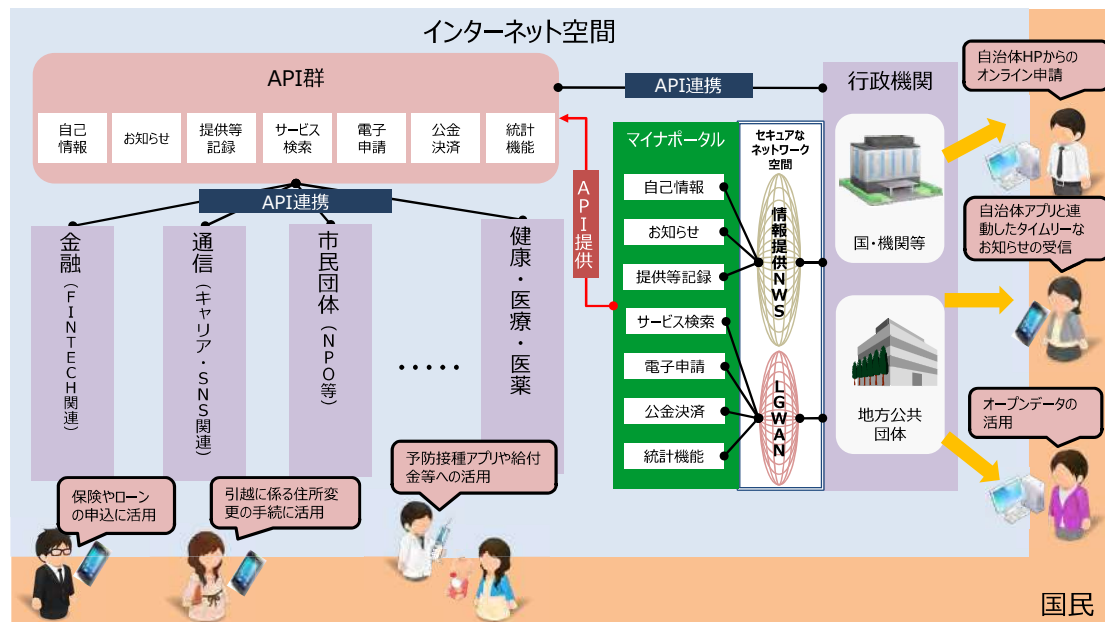


図 1.4-1 マイナポータルの API 提供とは

1.5. 「自己情報取得 API」とは

マイナポータルのサービスの一つに、「行政機関等が保有する自己情報（所得、世帯など）を確認できるサービス」があります。「自己情報取得 API」は、国民が自己情報の確認のみならず、提供まで行えるよう機能を拡充し、当該機能をシステム間連携により Web サービス提供者が利用できるようマイナポータルの API の一つとして作成・公開するものです。

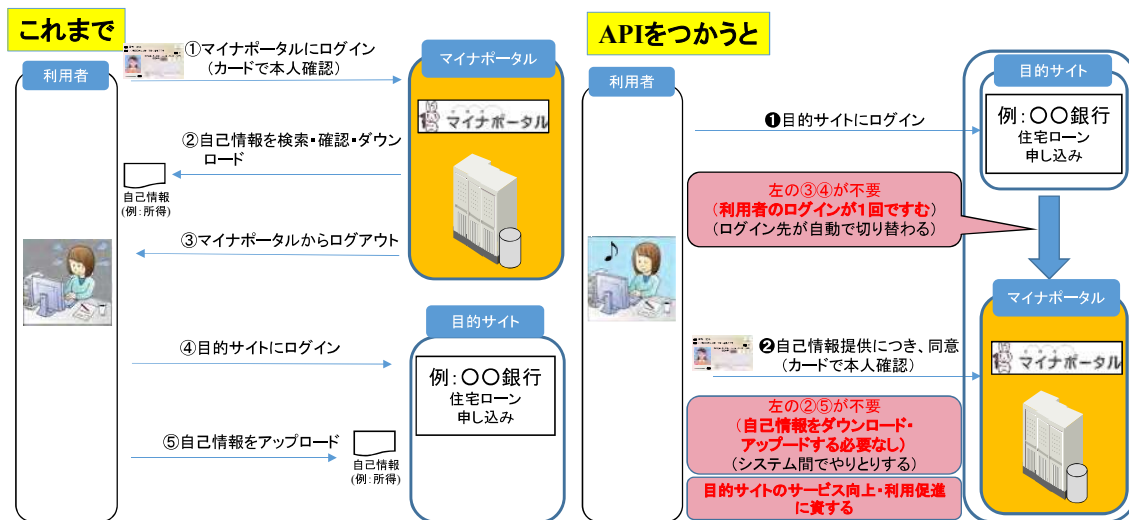


図 1.5-1 「自己情報取得 API」とは

2. API 利用のメリット・概要

2.1. 概要

民間事業者や国・地方公共団体など、様々な Web サービス提供者は、自己情報取得 API を活用しマイナポータルと連携することにより、自らの Web サービス利用者の自己情報を、安全かつスピーディに取得し、そのサービスにおいて活用することが可能となります。

- ① 国民は、Webサービス利用に際して、マイナンバーカードによる本人確認・本人同意を実施。
- ② Webサービス提供者は、マイナポータルに予め設定された自らのサービスIDを指定し、情報取得を要求。
- ③ マイナポータルは、行政機関等(情報提供者)に情報提供要求し、取得した自己情報を、Webサービス提供者へ提供。

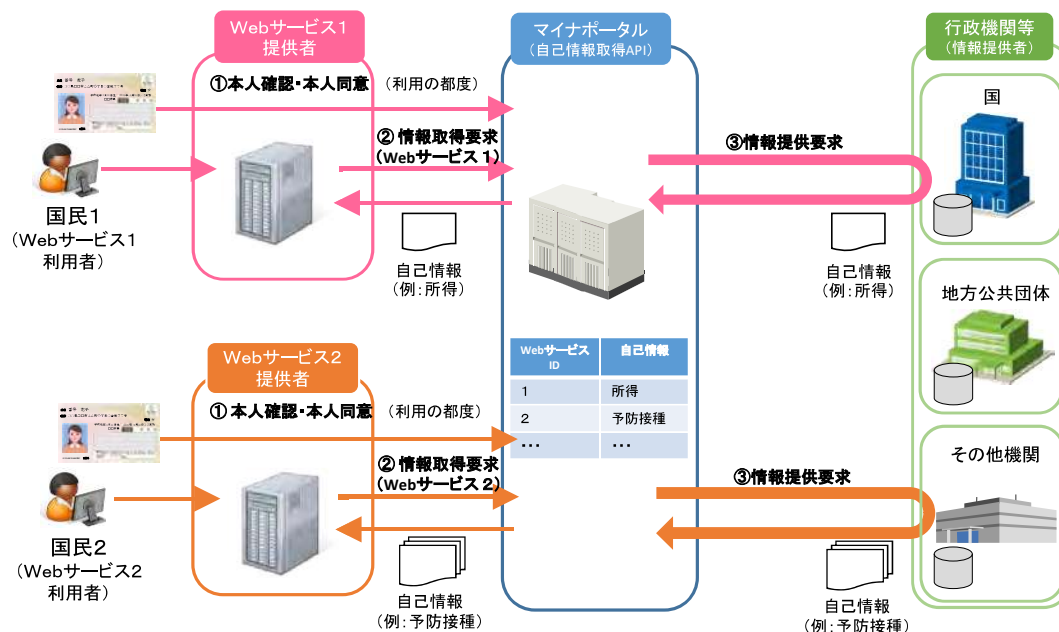


図 2.1-1 自己情報取得 API の概要

2.2. 想定されるユースケース

例えば、銀行等の民間事業者が、ローン等の審査の際に必要な所得情報をオンラインで即時に取得することで、ローンの審査をスムーズに進めることが可能となります。

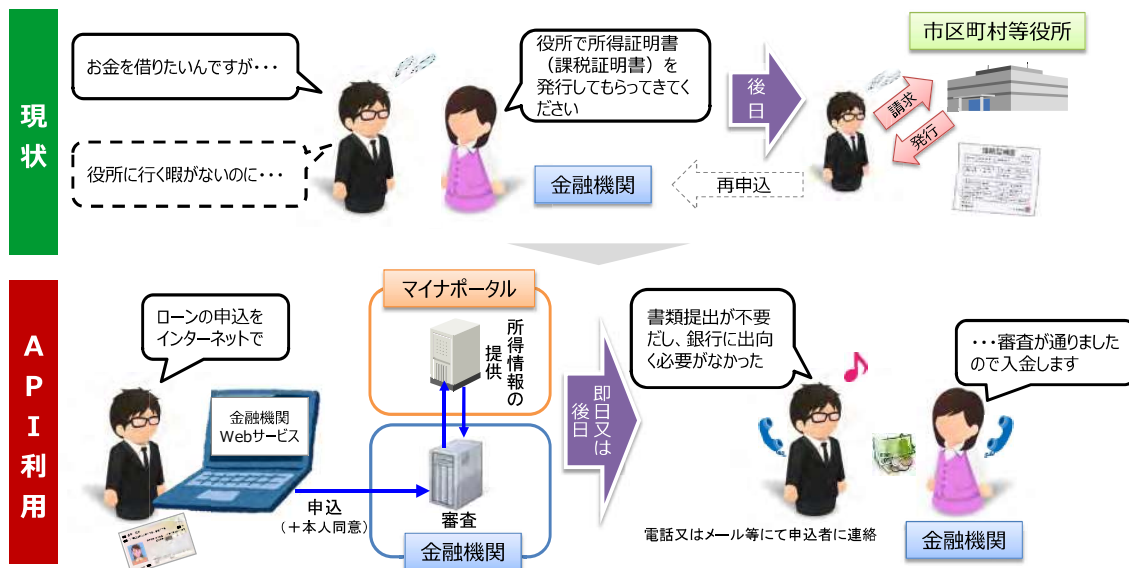


図 2.2-1 想定されるユースケース

2.3. 画面変遷のイメージ

2.2 で示したユースケースについて、画面変遷のイメージを示します。

- ① 民間事業者の Web サイトの利用者は、トップ画面において、住宅ローン申請を選択します。



図 2.3-1 画面変遷のイメージ (1/6)

- ② 利用者は、申請情報を入力する過程において、「マイナポータルから所得情報を取得する」ボタンを押下します。



〇〇銀行
新規 事前審査 お申し込み

お借入希望年月日
[入力欄]
※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額
[入力欄] 万円

お借入希望期間
[入力欄] 年

あなたの年収
[入力欄] 万円

**マイナポータルから
所得情報を取得する**

図 2.3-2 画面変遷のイメージ（2／6）

- ③ 画面がマイナポータルに切り替わり、マイナポータルから所得情報を民間事業者に提供してよいか、利用者に確認します。



〇〇銀行
新規 事前審査

お借入希望年月日
[入力欄]
※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額
[入力欄]

お借入希望期間
[入力欄] 年

あなたの年収
[入力欄]

マイナポータル
STEP1: 利用目的と取得内容の確認

貴行がネット住宅ローンの事前審査のためにマイナポータルを通じて、以下の情報を取得します。

- 所得情報(給与所得、雑所得、事業所得等)

もっと詳しく確認する

マイナポータルの利用規約にご同意いただき、上記の情報を 貴行に提供してもよい場合、「次へ」ボタンを押していただき、マイナンバーカードの読み取りを行ってください。

キャンセル 次へ

Copyright © XXXXX Office, XXXXX of Japan. All rights Reserved.

**マイナポータルから
所得情報を取得する**

図 2.3-3 画面変遷のイメージ（3／6）

- ④ マイナポータルの画面において、マイナンバーカードを利用し、利用者本人であることを確認します。



図 2.3-4 画面変遷のイメージ（4／6）



図 2.3-5 画面変遷のイメージ（5／6）

- ⑤ 画面が民間事業者の Web サイトに切り替わります。マイナポータルから取得した情報が申請情報の入力画面に入力されていることを確認できます（※2）。

The screenshot shows a web page for '〇〇銀行' (Bank) with the title '新規 事前審査 お申し込み' (New Pre-application). It contains several input fields with pre-filled data:

- お借入希望年月日** (Desired loan date): A text box containing '20190401'. Below it, a note says: 「※例：「20190401」といった形式で入力してください。」 (Example: Please enter in the format of '20190401').
- お借入希望金額** (Desired loan amount): A text box containing '567' followed by '万円' (10,000 yen).
- お借入希望期間** (Desired loan term): A text box containing '5' followed by '年' (years).
- あなたの年収** (Your annual income): A text box containing '567' followed by '万円'.

At the bottom right, there is a yellow button with a rabbit icon and the text 'マイナポータルから 所得情報を取得する' (Get income information from My Number Portal).

図 2.3-6 画面変遷のイメージ（6／6）

2.4. 取得できる情報

2.4.1. 自己情報の全体像

自己情報取得 API を利用して Web サービス提供者が取得可能な情報は、マイナポータルのサービスの一つである「行政機関等が保有する自己情報を確認できるサービス」で確認できる「自己情報」であり、次のとおりです。

（※2） Web サービスの一連の画面変遷は、Web サービス利用者が、マイナポータルから自己情報を取得すること及びその内容を容易に認識でき、かつ、認識した結果として取得の中断を選択することも可能であることが重要です。

表 2.4-1 自己情報取得 API で取得が可能な情報（自己情報）（令和元年 6 月時点）
（1／3）

No.	分野名	分野詳細名	自己情報 番号	情報の内容
1	世帯	世帯	1	住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項
2	税	地方税	2	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報
3	社会保障（健康・医療）	医療保険	3-1	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報
			3-2	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			3-3	船員保険法による保険給付の支給に関する情報
		予防接種	3-4	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
	健康・医療その他		3-5	国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-6	健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-7	健康保険法第二百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-8	高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-9	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
			3-10	児童福祉法第二十一条の五の三十に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-11	児童福祉法第二十四条の二十二に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-12	雇用保険法第三十七条第八項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-13	船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-14	介護保険法第二十条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-15	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-17	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
			3-18	児童福祉法第十九条の七に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
			3-19	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
			3-20	難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報

表 2.4-1 自己情報取得 API で取得が可能な情報（自己情報）（令和元年 6 月時点）
（2／3）

No.	分野名	分野詳細名	自己情報 番号	情報の内容
4	社会保障（子ども・子育て）	子ども・子育て支援	4-1	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報
		母子家庭等関係	4-2	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報
			4-3	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報
			4-4	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報
			4-5	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報
		母子保健	4-6	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
			4-7	母子保健法による妊娠の届出に関する情報
		教育・就学支援	4-8	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報
			4-9	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報
		子ども・子育てその他	4-10	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報
			4-11	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。）に関する情報
5	社会保障（福祉・介護）	障害保健福祉	5-1	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報
			5-2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報
			5-3	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報
			5-4	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報
			5-5	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報
			5-6	児童福祉法による障害児入所支援、措置（同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報
			5-7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
			5-8	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する情報
		生活保護・福祉一般	5-9	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報
			5-10	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報
		中国残留邦人等支援	5-11	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
			5-12	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
		介護・高齢者福祉	5-13	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報

表 2.4-1 自己情報取得 API で取得が可能な情報（自己情報）（令和元年 6 月時点）
（3／3）

No.	分野名	分野詳細名	自己情報番号	情報の内容
6	社会保険（雇用・労働）	雇用	6-1	雇用保険法による給付の支給に関する情報
			6-2	雇用保険法による教育訓練給付金の支給に関する情報
			6-3	雇用保険法による基本手当若しくは高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報
			6-4	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する情報
		労災補償	6-5	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報
			6-6	地方公務員災害補償法による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報
7	社会保険（年金）	年金・日本年金機構関係	7-1	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報
			7-2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報
			7-3	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報
			7-4	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報
			7-5	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報
			7-6	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報
			7-7	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報
			7-8	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報
			7-9	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報

2.4.2. 主な自己情報

特に、取得ニーズが高いと想定される自己情報である「1 世帯」、「2 地方税」の詳細は、次のとおりです。

(1) 世帯

表 2.4-2 「1 世帯」の詳細（令和元年 6 月時点）

No.	項目名	データの内容
1	住民情報	—
2	世帯主との続柄コード	—
3	続柄コード 1	世帯主 夫 妻 夫（未届） 妻（未届） 子 子（） 父 母 兄 弟 姉 妹 縁故者 使用人 同居人 不明 祖父 祖母 曾祖父 曾祖母 おじ おば 甥 姪 いっこ （空白）
4	続柄コード 2	「続柄コード 1」と同じ
5	続柄コード 3	「続柄コード 1」と同じ
6	続柄コード 4	「続柄コード 1」と同じ
7	世帯番号	

(2) 地方税

表 2.4-3 「2 地方税」の詳細（令和元年 6 月時点）（1 / 4）

No.	項目名	データの内容
1	個人住民税情報	—
2	課税年度	
3	総所得金額等	
4	合計所得金額	
5	合計所得金額情報	—
6	総所得金額	
7	総所得金額情報	—
8	給与所得額	
9	給与所得額情報	—
10	給与収入額	
11	給与専従者収入額	
12	雑所得額（総合）	
13	雑所得額（総合）情報	—
14	公的年金等所得額	
15	公的年金等収入額	
16	公的年金等以外雑所得額（総合課税）	
17	事業所得額	
18	事業所得額情報	—
19	営業等所得額	
20	農業所得額	
21	特例肉用牛所得額	
22	不動産所得額	
23	利子所得額（総合）	
24	配当所得額（総合）	
25	譲渡所得額（総合）	
26	譲渡所得額（総合）情報	—
27	長期譲渡所得額（特別控除前）	
28	特別控除額（長期譲渡所得）	
29	短期譲渡所得額（特別控除前）	
30	特別控除額（短期譲渡所得）	
31	一時所得額（総合）	
32	山林所得額	
33	退職所得額（総合）	
34	譲渡所得額（申告分離）	

表 2.4-3 「2 地方税」の詳細（令和元年 6 月時点）（2 / 4）

No.	項目名		データの内容
35		譲渡所得額（申告分離）情報	—
36		長期譲渡所得額（特別控除前）	
37		特別控除額（長期譲渡所得）	
38		短期譲渡所得額（特別控除前）	
39		特別控除額（短期譲渡所得）	
40		株式譲渡所得額（申告分離）	
41		株式譲渡所得額（申告分離）情報	—
42		一般株式等譲渡所得額	
43		上場株式等譲渡所得額	
44		上場株式等配当等取得額（申告分離）	
45		先物取引雑所得額（申告分離）	
46		繰越控除額	
47		繰越控除額情報	—
48		純損失繰越控除額	
49		居住用財産譲渡損失繰越控除額	
50		特定居住用財産譲渡損失繰越控除額	
51		上場株式等譲渡損失繰越控除額	
52		特定株式等譲渡損失繰越控除額	
53		先物取引差金等決済損失繰越控除額	
54		雑損失繰越控除額	
55		雑損控除額	
56		医療費控除額	
57		小規模共済等掛金控除額	
58		社会保険料控除額	
59		生命保険料控除額	
60		地震保険料控除額	
61		配偶者特別控除額	
62		配偶者控除等	配偶者控除等無し 一般の控除対象配偶者 老人控除対象配偶者 控除対象配偶者を除く同一生計配偶者
63		扶養控除	
64		扶養控除情報	—
65		一般	
66		特定	
67		老人	

表 2.4-3 「2 地方税」の詳細（令和元年 6 月時点）（3 / 4）

No.	項目名		データの内容
68		同老	
69		16 歳未満扶養者数	
70		障害者控除	
71		障害者控除情報	—
72		普障	
73		特障	
74		同特	
75		本人該当区分	—
76		同一生計配偶者	非該当 該当
77		控除対象障害者	非該当 特別障害 原爆障害 他障害
78		控除対象寡婦（寡夫）	非該当 寡婦一般 寡婦特別 寡夫
79		控除対象勤労学生	非該当 勤労学生
80		扶養控除対象	非該当 該当
81		16 歳未満扶養親族	非該当 該当
82		専従者控除額	
83		所得控除合計額	
84		課税所得額（課税標準額）	
85		市町村民税__税額控除前所得割額	
86		市町村民税__調整控除額	
87		市町村民税__調整額	
88		市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額	
89		市町村民税__住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】	
90		市町村民税__寄附金税額控除額	
91		市町村民税__寄附金税額控除額【税源移譲前】	
92		市町村民税__外国税控除額	
93		市町村民税__配当控除額	

表 2.4-3 「2 地方税」の詳細（令和元年 6 月時点）（4 / 4）

No.	項目名	データの内容
94	市町村民税__配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
95	市町村民税所得割額	
96	市町村民税所得割額【税源移譲前】	
97	市町村民税均等割額	
98	都道府県民税所得割額	
99	都道府県民税均等割額	
100	居住用損失額	
101	市町村民税所得割額（減免前）	
102	市町村民税均等割額（減免前）	
103	減免税額	
104	所得税確定申告書の提出の有無	提出無し
		提出有り
105	住民税申告書の提出の有無	提出無し
		提出有り
106	住民登録外課税の有無	非該当
		他市で課税されている者
107	住民登録外課税者の課税地市区町村コード	

2.5. 即時取得できる曜日・時間

自己情報取得は、Web サービス提供者が自己情報を即時取得するためには、マイナポータルだけでなく、情報提供ネットワークシステム、自己情報を保有する行政機関等のサーバなど、関係システムがすべて稼働している必要があります。（※3）

表 2.5-1 マイナポータルの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間
1	24 時間 365 日

（※3）即時取得できない場合の画面遷移については、Web サービス提供者において用意いただくことが必要になると想定しています。6. よくあるご質問／問 1 をご覧下さい。

表 2.5-2 情報提供ネットワークシステムの運用日・時間

No.	サーバの運用日・時間	備考
1	24 時間 365 日	原則第 3 土曜日に計画停止

表 2.5-3 中間サーバ（自己情報を保有するサーバ）の運用日・時間

No.	中間サーバ	サーバの運用日・時間	備考
1	自治体中間サーバ	8 時～21 時（平日） 8 時～17 時（土日祝日）	原則第 3 土曜日に 計画停止
2	地方公務員災害補償基金中間 サーバ	8 時～21 時	
3	職業安定局（ハローワーク）中 間サーバ	7 時～22 時	
4	医療保険者等向け中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	
5	地共済（長期）中間サーバ	未定	
6	国共済（長期）中間サーバ	未定	
7	日本私立学校振興・共済事業団 （長期）中間サーバ	未定	
8	労働基準局中間サーバ	8 時～21 時 （土日祝日を除く）	
9	日本年金機構中間サーバ	未定	

表 2.5-4 自己情報と中間サーバの対比表

No.	分野名	分野詳細名	情報を保有するサーバ
1	世帯	世帯	自治体中間サーバ
2	税	地方税	自治体中間サーバ
3	社会保険 (健康・医療)	医療保険	医療保険者等向け中間サーバ
4			自治体中間サーバ
5		予防接種	自治体中間サーバ
6		健康・医療その他	医療保険者等向け中間サーバ
7			自治体中間サーバ
8			地方公務員災害補償基金中間サーバ
9	社会保険 (子ども・子育て)	子ども・子育て支援	自治体中間サーバ
10		母子家庭等関係	自治体中間サーバ
11		母子保健	自治体中間サーバ
12		教育・就学支援	自治体中間サーバ
13		子ども・子育て その他	自治体中間サーバ
14	社会保険 (福祉・介護)	障害保健福祉	自治体中間サーバ
15		生活保護・福祉一般	自治体中間サーバ
16			日本年金機構中間サーバ
17		中国残留邦人等支援	自治体中間サーバ
18		介護・高齢者福祉	自治体中間サーバ
19	社会保険 (雇用・労働)	雇用	職業安定局（ハローワーク）中間サーバ
20		労災補償	労働基準局中間サーバ
21			地方公務員災害補償基金中間サーバ
22	社会保険 (年金)	年金・日本年金機構関係	日本年金機構中間サーバ
23			自治体中間サーバ
24			地方公務員災害補償基金中間サーバ
25			地共済（長期）中間サーバ
26			国共済（長期）中間サーバ
27			日本私立学校振興・共済事業団（長期） 中間サーバ

2.6. 自己情報の照会方法

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者が、自己情報を取得する際に設定可能な照会方法は、次の 2 つの方法があります。

直近の所得額や現在の資格の有無など、最新の自己情報を取得したい場合には、「1 時点指定」の照会方法により、現在の年月日を指定します。また、最新でない（過去の）自己情報を取得したい場合には、当該過去の年月日を指定します。

また、直近 3 か月の支給額や予防接種の実施歴など、一定期間の自己情報をすべて取得したい場合には、「2 範囲指定」の照会方法により、当該一定期間を指定します。

表 2.6-1 自己情報の照会方法

項番	用語	説明
1	時点指定	指定された時点における自己情報を照会する。
2	範囲指定	一定期間の自己情報を照会する。

2.7. Web サービス利用者が用意すべきもの

Web サービス利用者は、マイナポータルにアクセスし、マイナンバーカードにより電子利用者証明を行うことが必要です。そのために、以下を用意することが必要です。（※4）

- ・ パソコン又はマイナンバーカードが読み取れるスマートフォン
※インターネットに接続できるもの
- ・ パソコンの場合、マイナンバーカードが読み取れるカードリーダー

（※4）詳細は、<https://img.myna.go.jp/html/dousakankyou.html>をご覧ください。

3. 自己情報取得 API を利用するための要件

自己情報取得 API を利用し、行政機関等から自己情報を取得するためには、次の要件を満たす必要があります。

3.1. 主体要件

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・役員若しくは担当部署責任者のうちに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者がいないこと。（※5）

3.2. セキュリティ要件

Web サービス提供者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ・取得しようとする自己情報について、本人同意を得た期間に限り保持し、及び本人同意を得た目的に限り利用し、並びにその機密性を維持すること。（※6）
- ・内閣府大臣官房番号制度担当室が定める情報セキュリティ要求事項を遵守すること。（※7）

（※5）利用規約 3 条 2 項 1 号。

（※6）利用規約 3 条 2 項 2 号。

（※7）利用規約 3 条 2 項 3 号。個別的要求事項として、インターフェイス仕様書において、マイナポータルとの通信について相互認証及び暗号化を行うこと等を定めるとともに、一般的要求事項として、情報セキュリティ対策に対する組織的な取り組み等を定めている。

4. 自己情報取得 API を利用するための手続

自己情報取得 API を利用しようとする Web サービス提供者の手続は、次のとおりです。

4.1. 利用開始までのスケジュール

4.1.1. フェーズ 1：利用検討（A-1～A-5）

はじめに、ガイドラインを参照し、API の利用について、事業者内で検討して下さい。なお、必要に応じ随時、内閣府ホームページから、問合せフォーム（31 ページ）にて、疑問点をお問い合わせ下さい。利用の意思及び内容が概ね固まったら、「利用企画書」及び「利用条件確認書」を作成し、問合せフォームにて、事前打合せを申し込んで下さい。

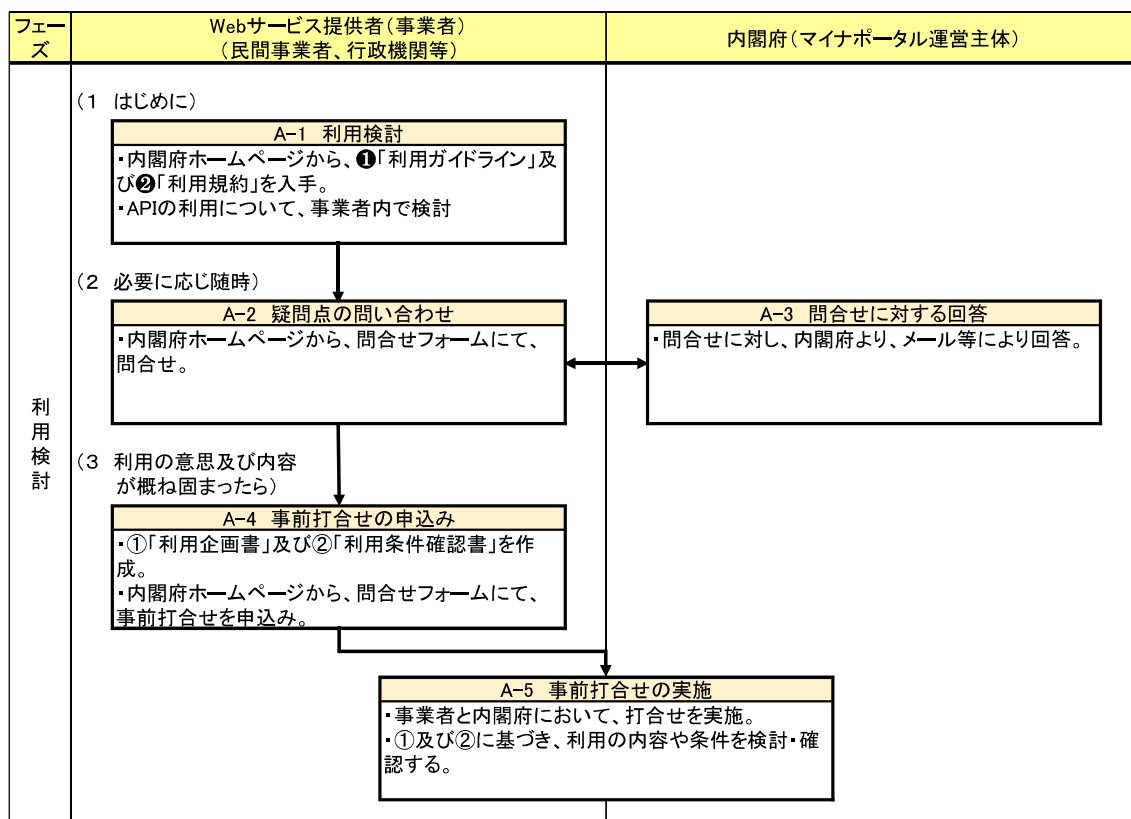


図 4.1-1 利用開始までのスケジュール（フェーズ 1：利用検討）

4.1.2. フェーズ 2：利用準備

(1) 開発（A-6～A-8）

企画書の内容について合意後、開示申請に基づき、仕様書等を提供しますので、必要な開発を行って下さい。

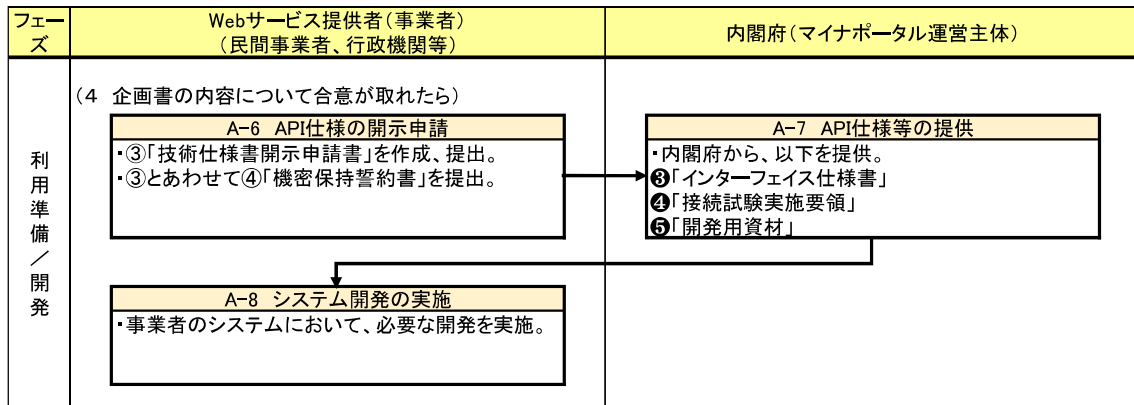


図 4.1-2 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／開発）

(2) 接続試験（A-9～A-13）

接続試験の準備ができましたら、接続確認環境の利用申請に基づき、資材等を提供しますので、必要な試験を行って下さい。

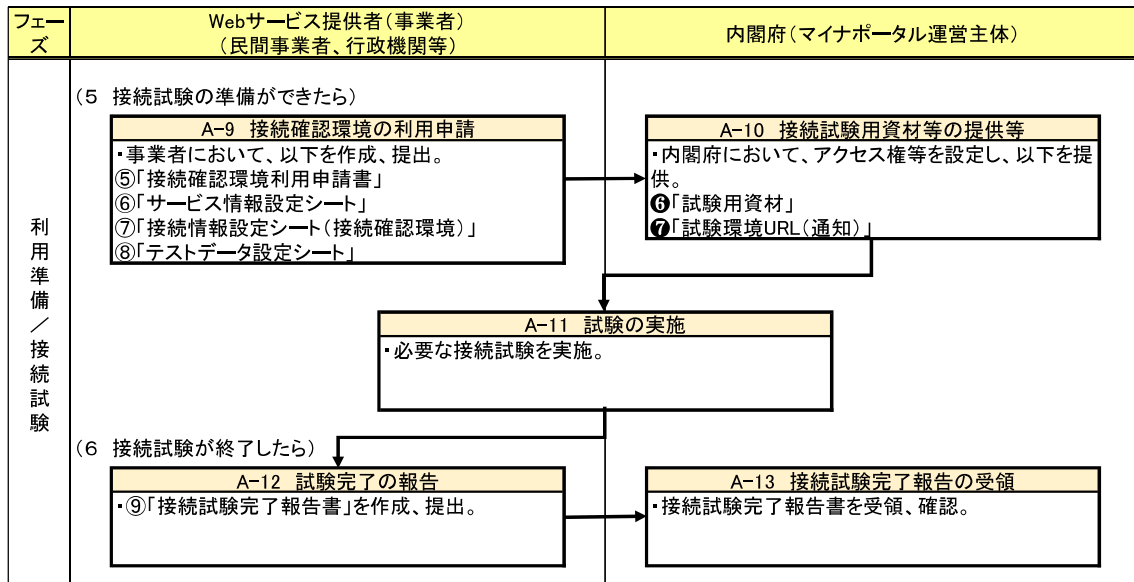


図 4.1-3 利用開始までのスケジュール（フェーズ 2：利用準備／接続試験）

(3) 本番準備 (A-14～A-18)

本番の準備ができましたら、本番環境及び自己情報取得 API の利用申請を行って下さい。

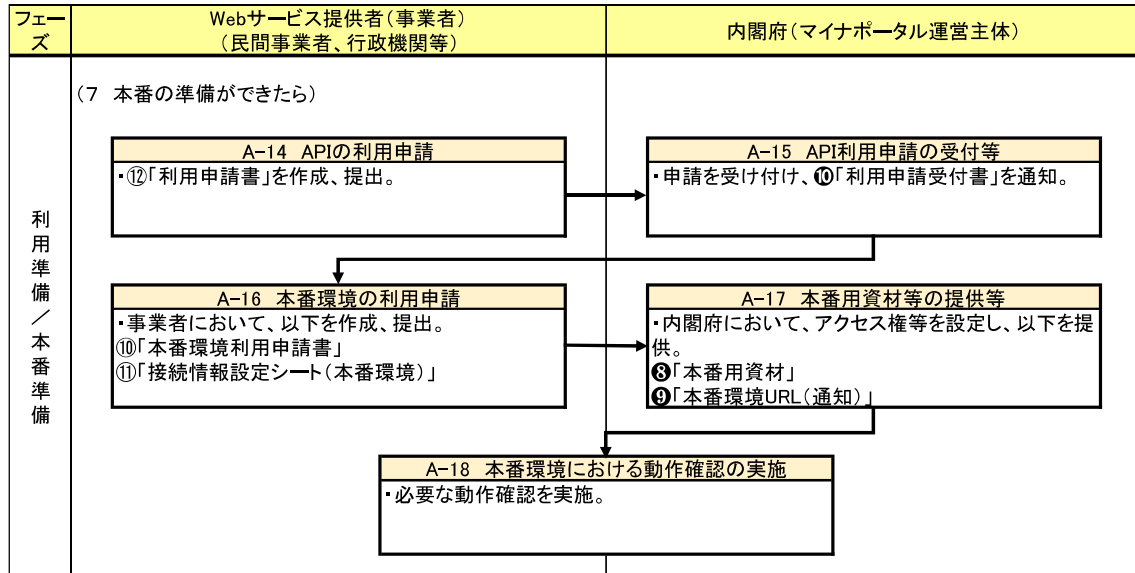


図 4.1-4 利用開始までのスケジュール（フェーズ2：利用準備／本番準備）

5. 自己情報取得 API 利用開始後の手続

自己情報取得 API を利用する Web サービス提供者の利用開始後の手続は、次のとおりです。

5.1. 利用内容を変更したいとき

利用申請書に添付した「利用企画書」及び「利用条件確認書」について、変更箇所が明瞭に分かるように加筆・修正を行い、打合せを申し込んで下さい。合意が取れた後の接続試験、本番準備は、利用開始時と同様です。

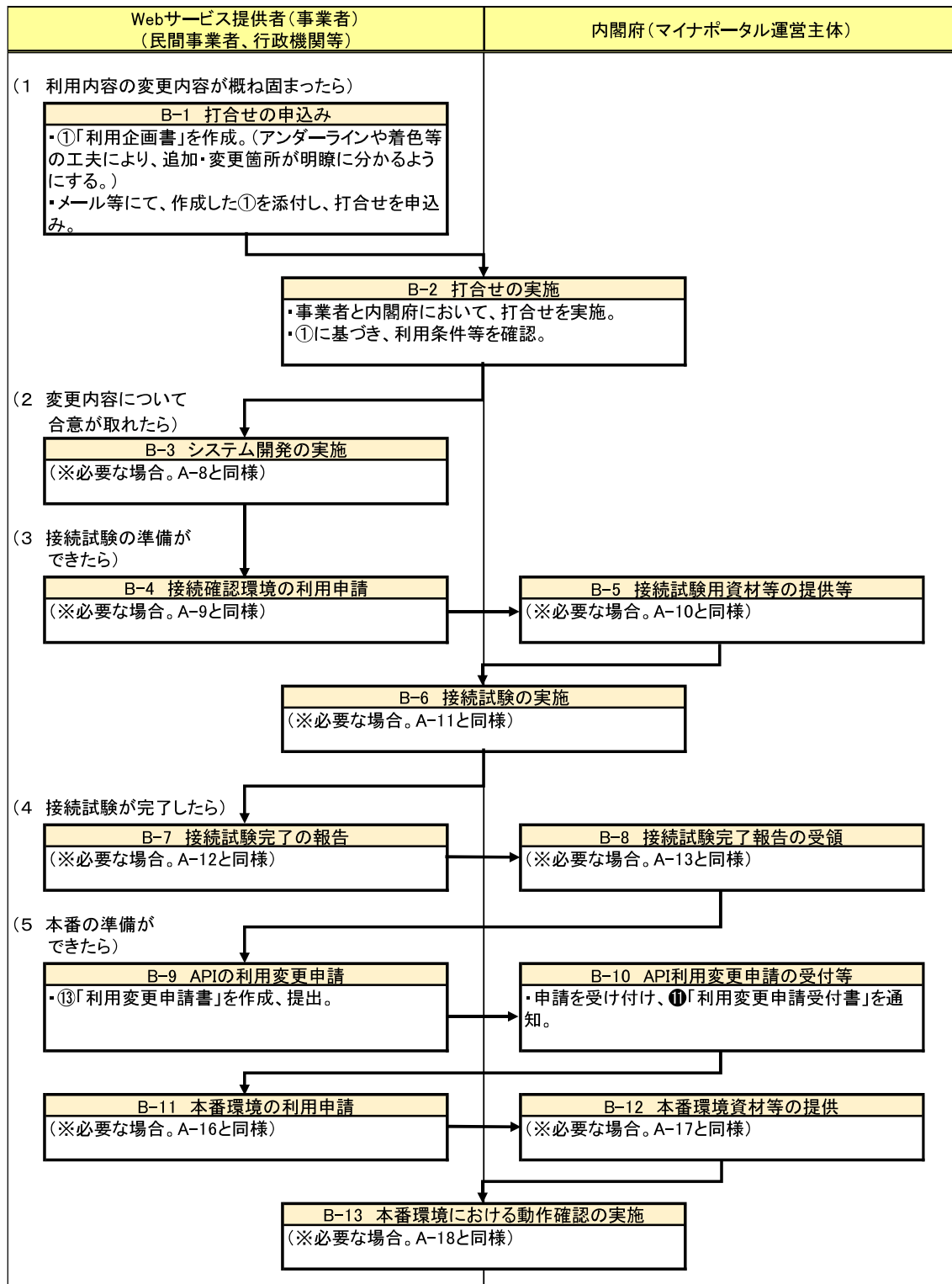


図 5.1-1 利用開始後のスケジュール（利用内容を変更したいとき）

5.2. 利用を停止したいとき

利用停止の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用停止予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

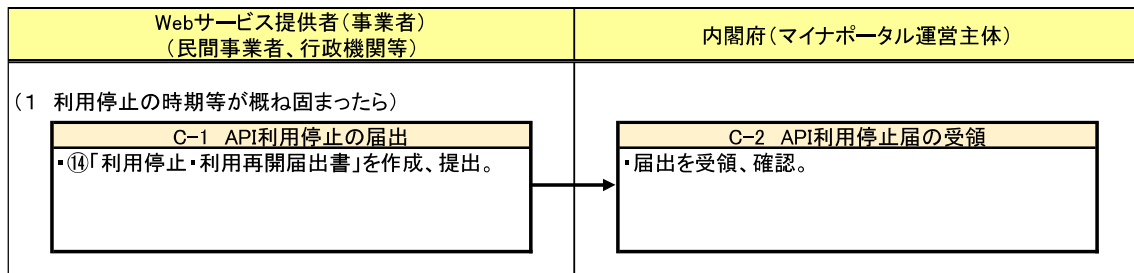


図 5.2-1 利用開始後のスケジュール（利用を一時停止したいとき）

5.3. 利用を再開したいとき

利用再開の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用再開予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

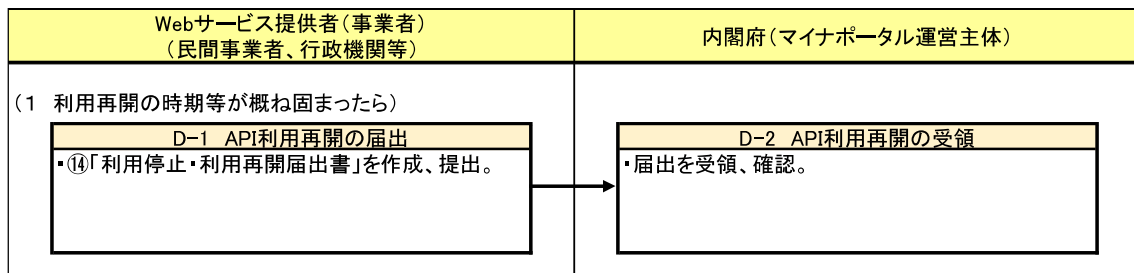


図 5.3-1 利用開始後のスケジュール（利用を再開したいとき）

5.4. 利用を終了したいとき

利用終了の時期等が概ね固まったら、届出をして下さい。

(原則として、利用終了予定日の2週間前までに、届出をして下さい。)

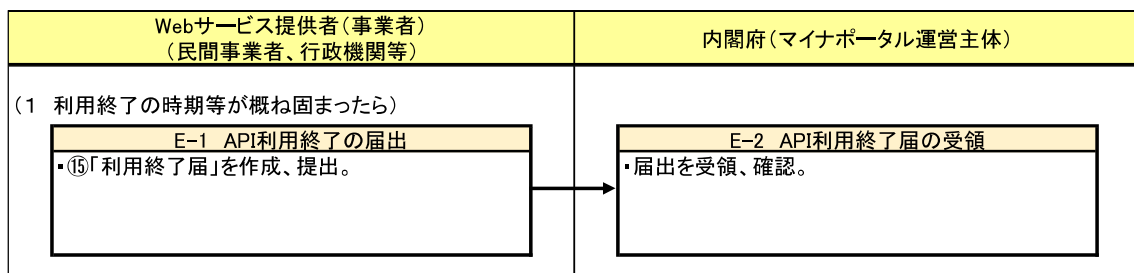


図 5.4-1 利用開始後のスケジュール（利用を終了したいとき）

6. よくあるご質問（Q&A）

問 1 自己情報を即時で取得できない場合、どのような対応が必要ですか。

答 1 Web サービスにおいて、以下のような画面遷移を用意していただくことが必要になると想定しています。

- ① マイナポータルから情報の取得を中止する旨の案内を表示する。マイナポータルからの情報の取得が完了した連絡を受け取る場合は、「こちら」の文言を押下する。

〇〇銀行

新規 事前審査 お申し込み

⚠ マイナポータルからの情報取得に時間を要しております。
ご自身にてご確認の上で直接入力していただくか、後日お送りするメールより再度お申し込みください。
メールの送信をご希望される方は **こちら**

お借入希望年月日

※例：「20190401」といった形式で入力してください。

お借入希望金額

万円

お借入希望期間

年

図 6-1 即時取得できない場合の想定画面遷移（1／3）

- ② 利用者の連絡先となるメールアドレスを入力し、「登録」ボタンを押下する。



〇〇銀行

新規 事前審査 お申し込み

マイナポータルから所得情報の取得が完了しましたら、後ほどご連絡させていただきます。
お手数をおかけしますが、ご連絡先のメールアドレスをご入力いただき、登録ボタンを押してください。

登録するメールアドレス

abc@maru.bank.jp.xxx

登録するメールアドレス再入力

abc@maru.bank.jp.xxx

登録

図 6-2 即時取得できない場合の想定画面遷移（2 / 3）

- ③ 後日登録したメールアドレスに、Web サービス提供者よりマイナポータルから情報の取得が完了した旨の連絡がいく。



図 6-3 即時取得できない場合の想定画面遷移（3 / 3）

問 2 自己情報を即時で取得可能な場合、どの程度の時間を要しますか。

答 2 Web サービスの利用者が、マイナポータルの画面で取得ボタンを押した後に、Web サービス提供者が自己情報を取得するまでの時間（※）は、概ね 20 秒以内と想定しています。正確には、サーバの別、ネットワークの別により異なりますので、必要に応じ試験において確認して下さい。

※8 ページ④の OK ボタンを押してから、9 ページ⑤の画面表示までの所要時間。

問 3 マイナンバーカードの普及状況は。

答 3 マイナンバーカードは、平成 31 年 4 月現在で、約 1,700 万枚（人口の約 13%）の交付がなされています。政府は、その利用用途の拡大と普及に努めており、ますます普及が進む見込みです。

問 4 本人のマイナンバーカードが必要ですか。代理人が操作できませんか。

答 4 本人のマイナンバーカードが必要です。代理人の操作については、機能追加候補として、検討を行ってまいります。

ご質問につきましては、内閣府ホームページから、問合せフォームを利用してお問い合わせ下さい。

内閣府ホームページ 問合せフォーム

URL : <https://form.cao.go.jp/bangouseido/opinion-0039.html>